

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。